

○農林水産省
経済産業省 令第一号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第五の四の項の上欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令を次のように定める。

平成二十年二月六日

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令は、次に掲げる物品であつて、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により当該物品を充てんしたポリエチレンテレフタレート製の容器から当該物品及び当該物品の臭いを除去できるものとする。

一 しょうゆ

二 しょうゆ加工品（主たる原料としてしょうゆを用い、風味原料、果汁、食酢、砂糖類、みりんその他

の調味料を加えたものをいう。)

三 みりん風調味料(主たる原料として砂糖類、米及び米麴を用い、穀類の糖化又は発酵の工程を経て生産されたものであって、アルコール分(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条第一号に規定するアルコール分をいう。)が一度未満、エキス分(酒税法第三条第二号に規定するエキス分をいう。)が六十度以上であり、かつ、酸味料及び調味料以外の食品添加物を加えていないものに限る。)

四 食酢

五 調味酢(主たる原料として食酢及び砂糖類を用い、果汁、しょうゆ、食塩その他の調味料を加えたものであって、主としてすし、酢の物及び漬物に用いるものをいう。)

六 ドレッシングタイプ調味料

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。